

### 助成対象世帯

町外から秩父別町に転入し、3年以上定住する意思のある次の世帯

- ①新婚世帯 申請時に婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯
- ②子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯

※民間賃貸住宅、公的賃貸住宅、持家(新築、中古住宅購入)のほか、実家への転入も助成対象です。

### 助 成 額

- ①新婚世帯 定額20万円
- ②子育て世帯 定額20万円(高校生以下のお子さんが3人以上の場合は定額30万円)

※勤務先から移転料等が支給される場合は、移転料等を控除した額を助成します。

※3年未満で転出した場合は、助成金を返還していただきます。

### 申 請 期 限

次の期間内に役場建設課で申請手続きをしてください。(平日の8時30分から17時15分まで)

- ①住民票の異動の日から30日以内

### 提 出 書 類

#### 必須書類

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金等申請概要書
- ③住民票・戸籍簿状況調査兼町税・使用料等納入状況調査承諾書

#### 必要に応じて提出するもの

新婚世帯で本籍地が秩父別町以外の場合、戸籍抄本または戸籍謄本  
勤務先から移転料が支払われる場合、その額が確認できるもの など



### そ の 他

- ・この事業は、2年間(令和3年度～令和4年度)の政策事業のため本年度で終了となる場合があります。
- ・町税のほか町に支払う保険料、家賃、水道料等が未納の場合は、助成を受けられません。
- ・町外から転入した新婚世帯・子育て世帯は家賃助成事業もあります。